

千代田区長様

千代田区高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

| | | | | | |
|-------------------|--------------|-----|---------------|--------------|---|
| | | 提出日 | 年 | 月 | 日 |
| 申請者（免許証を自主返納された方） | | | | | |
| 郵便番号 | 〒 東京都千代田区 | | | | |
| 住所 | | | | | |
| フリガナ | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 年齢 | 満 | 歳 | 返納日に満70歳以上が条件 | | |
| 電話番号 | — — | | | | |
| 自主返納日 | 年 | 月 | 日 | 返納日から一年以内が条件 | |

東京都公安委員会にすべての運転免許証を自主返納しましたので、千代田区高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 申請する支援
風ぐるま区民パスポート（6か月券） × 1枚
 - 添付書類
「申請による運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」
 - 区民パスポート発行の委任
千代田区に風ぐるま区民パスポートの発行に関する手続きを委任します。
- 「申請による運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」を添付しました。

次の方は、証明書を添付すると区民パスポート（1年券）にすることができます。

| | |
|--------------------|--------------------------------------------|
| ■住民税が非課税 | 非課税証明書 |
| ■障がいがある ※介助者を含む | 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 または難病を証する書類の写し |

令和6年4月1日申請分から支援品は「風ぐるま区民パスポート（6か月券）」になります。



キリトリ線



切り離して左の申請書のみご提出ください。



千代田区 高齢者運転免許証 自主返納支援事業

暫定措置 令和6年4月1日申請分から支援品は「風ぐるま区民パスポート（6か月券）」になります。

無記名式交通系ICカードの入手が困難になるため、暫定的に支援品が従来の無記名式交通系ICカードから変更になります。今後も変更になる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。

※住民税が非課税の方、障がいのある方は、証明書を添付すると区民パスポート（1年券）にすることができます。

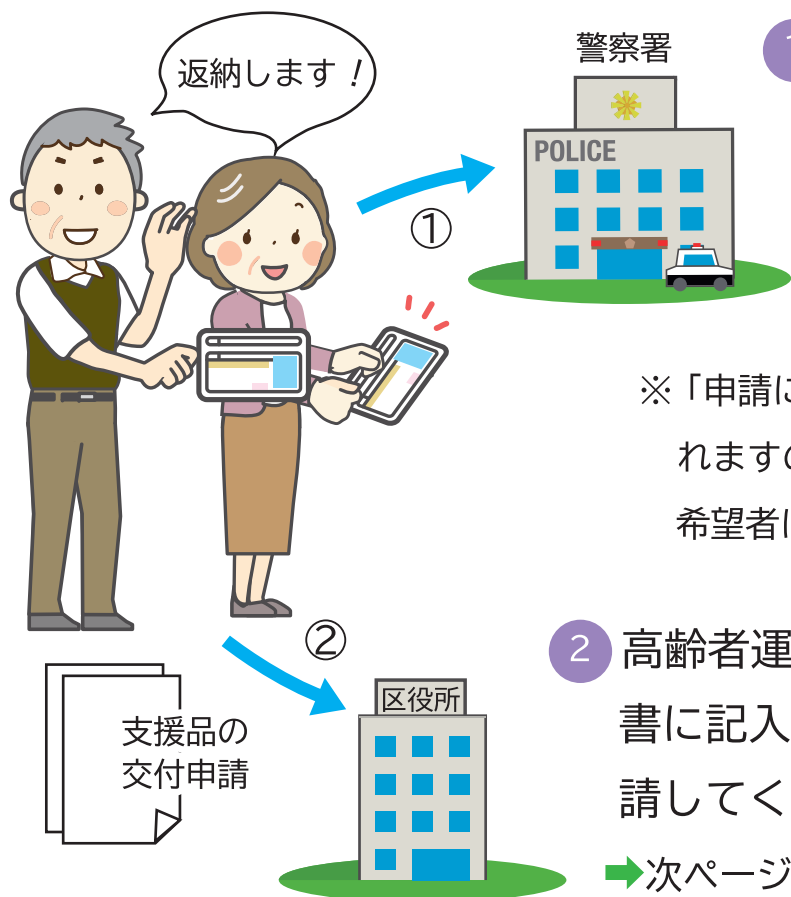


キリトリ線



運転免許証自主返納から支援品交付までの流れ

—詳しくは、お問い合わせください—



- ① まず、最寄りの警察署または、運転免許更新センターで免許証の自主返納の手続きをしてください。(本人が手続きをしてください)

※「申請による運転免許の取消通知書」が、交付されますので、大切に保管してください。
希望者には、「運転経歴証明書」が発行されます。

- ② 高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請書に記入し、添付書類と併せて区役所へ申請してください。

→次ページの<支援品の申請方法参照>

- ③ 書類審査、交付決定後に区が支援品を簡易書留で送付します。

①運転免許証の自主返納について

| | |
|--------------|--------------|
| 麴 町警察署 | 03-3234-0110 |
| 丸の内警察署 | 03-3213-0110 |
| 神 田警察署 | 03-3295-0110 |
| 万世橋警察署 | 03-3257-0110 |
| 神田運転免許更新センター | 03-3294-3380 |

②③高齢者運転免許証自主返納支援事業について

千代田区 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係
03-5211-4345 (平日 午前8時30分～午後5時)

手続きによって問い合わせ先が異なります。
掛け間違いにご注意ください。

お問い合わせ

支援品の交付を申請できる方

次の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 千代田区に住んでいる(千代田区の住民基本台帳に記録されている)
- ② すべての運転免許証を自主返納した
- ③ 運転免許証の自主返納時に満 70 歳以上
- ④ 自主返納してから 1 年以内
- ⑤ 過去にこの事業に基づいて、申請をして、支援品の交付を受けていない(交付は、1人1回限り)

※一切の運転免許証を持っていない状態になったことを意味します。例えば、原付免許と普通自動車免許をお持ちの方が、この2つの免許を自主返納した場合です。

支援品の申請方法

裏面の申請書に記入し、「申請による運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」を添えて、郵送または窓口で申請してください。

郵送で申請

以下の担当あてに、送付してください。(郵送料は申請者負担)

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

千代田区 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係

窓口で申請

以下の窓口に必要な書類を受付時間に提出してください。

| 場 所 | 受付時間 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境まちづくり総務課 (区役所5階) | 平日：午前8時30分～午後5時 (土・日曜日、祝日は除く) ※各出張所の窓口受付時間は変更する場合がありますので、出張所へ直接お問い合わせください。 |
| 各出張所 ・麴町出張所 (麴町 2-8) ・富士見出張所 (富士見 1-6-7) ・神保町出張所 (神田神保町 2-40) ・神田公園出張所 (神田司町 2-2) ・万世橋出張所 (外神田 1-1-11) ・和泉橋出張所 (神田佐久間町 1-11-7) | |